

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)

(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和8年3月31日国土交通省告示第436号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 □ : 適合 □ : 不適合

申請年月日 :

注) 点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

－住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）－

事項	内容	
住宅の階数	地上〔 階 〕	地下〔 階 〕
住宅の面積	建築面積〔 m ² 〕	延べ面積〔 m ² 〕
住宅の構造	〔 造 〕	一部〔 造 〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
<input checked="" type="checkbox"/>	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	<input checked="" type="checkbox"/>	5-1 断熱等性能等級
<input type="checkbox"/>	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	<input checked="" type="checkbox"/>	5-2 一次エネルギー消費量等級
<input checked="" type="checkbox"/>	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）
<input type="checkbox"/>	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-2 換気対策
<input type="checkbox"/>	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	7-1 単純開口率
<input checked="" type="checkbox"/>	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	<input type="checkbox"/>	7-2 方位別開口比
<input checked="" type="checkbox"/>	1-7 基礎の構造方法及び形式等	<input type="checkbox"/>	8-4 透過損失等級（外壁開口部）
<input type="checkbox"/>	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	<input type="checkbox"/>	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
<input type="checkbox"/>	2-4 脱出対策（火災時）	<input type="checkbox"/>	10-1 開口部の侵入防止対策
<input type="checkbox"/>	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	<input type="checkbox"/>	

－必須項目－

項目		結果	
1. 構造の安定に関すること	1-1耐震等級 （構造躯体の倒壊等防止） <input type="checkbox"/> 評価対象外（免震建築物）	3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		2	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
		1	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	1-3その他 （地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	評価対象建築物が免震建築物であること <input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> その他	
	1-6地盤又は杭の見込んである常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んである抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 <input type="checkbox"/> 地盤の許容応力度〔 kN/m ² 〕 <input type="checkbox"/> 杭の許容支持力〔 kN/本 〕 <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力度〔 kN/m ² 〕 <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力〔 kN/本 〕 地盤調査方法等〔 〕 地盤改良方法〔 〕	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 <input type="checkbox"/> 直接基礎 構造方法〔 〕 形式〔 〕 <input type="checkbox"/> 杭基礎 杭種〔 〕 杭径〔 cm 〕 杭長〔 m 〕	
3. 劣化の軽減に関すること	3-1劣化対策等級（構造躯体等）	3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね75～90年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね50～60年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
		1	建築基準法に定める対策が講じられている
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1維持管理対策等級（専用配管） <input type="checkbox"/> 該当なし	3	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理（清掃、点検及び補修）を容易とするため必要な対策の程度 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		1	その他

5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]	
		外皮平均熱貫流率【 W/(m ² ・K) 】 冷房期の平均日射熱取得率【 】	
		7 熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている(8地域を除く)	
		6 熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている	
		5 熱損失等のより大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度)が講じられている	
		4 熱損失等の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		3 熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
	2 熱損失の小さな削減のための対策が講じられている		
	1 その他		
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		地域の区分 ※5-1 断熱等性能等級に記した地域の区分と同じ	
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【 MJ/(m ² ・年) 】	
		エネルギー利用効率化設備(基準省令第2条第1項に定めるエネルギー利用効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。)による設計一次エネルギー消費量の削減率	売電分を含む【 % 】
			売電分を含まない【 % 】
		8 一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている	
		7 一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている	
		6 一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている	
	5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている		
4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている			
1 その他			

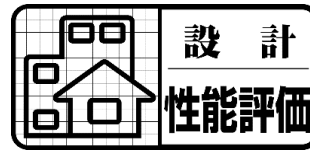
一選択項目一

項 目		結 果
1. 構造の安定に関すること	1-2耐震等級 (構造躯体の損傷防止) <input type="checkbox"/> 評価対象外 (免震建築物)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		2 稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	1-4耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの)の1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	1-5耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) <input type="checkbox"/> 該当区域以外	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるもの)の1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるもの)の1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	2. 火災時の安全に関すること	2-1感知警報装置設置等級(自住戸火災時)
4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている		
3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている		
2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている		
1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての居室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている		
2-4脱出対策(火災時) <input type="checkbox"/> 該当なし	通常の歩行経路が使用できない場合の緊急な脱出のための対策 <input type="checkbox"/> 直接階段に直接通するバルコニー <input type="checkbox"/> 隣戸に通するバルコニー <input type="checkbox"/> 避難器具【 】 <input type="checkbox"/> その他【 】	
2-5耐火等級	延焼のおそれのある部分の開開口部に係る火災による火災を遮る時間の長さ	

	(延焼のおそれのある部分(開口部)) <input type="checkbox"/> 該当なし	3	火災を遮る時間が60分相当以上		
		2	火災を遮る時間が20分相当以上		
		1	その他		
	2-6耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外)) <input type="checkbox"/> 該当なし	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ			
		4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上		
		3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上		
		2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上		
		1	その他		
6.空気環境に関すること	6-1ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等) ホルムアルデヒド発散等級 <input type="checkbox"/> 該当なし(内装) <input type="checkbox"/> 該当なし(天井裏等)	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策 <input type="checkbox"/> 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する (結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)			
		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ			
		内装	天井裏等		
		3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上)	
	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)		
	1	-	その他		
	6-2換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策			
	居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策 <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> その他 []			
	局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策			
	<input type="checkbox"/> 便所 該当なし	便所: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし			
<input type="checkbox"/> 浴室 該当なし	浴室: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし				
<input type="checkbox"/> 台所 該当なし	台所: <input type="checkbox"/> 機械換気設備 <input type="checkbox"/> 換気のできる窓 <input type="checkbox"/> なし				
7.光・視環境に関すること	7-1単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合 単純開口率: [%以上]			
	7-2方位別開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率 北: [] 東: [] 南: [] 西: [] 真上: []			
8.音環境に関すること	8-4透過損失等級(外壁開口部) <input type="checkbox"/> 北 該当なし <input type="checkbox"/> 東 該当なし <input type="checkbox"/> 南 該当なし <input type="checkbox"/> 西 該当なし	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度			
	北	東	南	西	
	3	3	3	3	
	特に優れた空気伝播音の遮断性能(日本工業規格の $R_{m(1/3)}-25$ 相当以上)が確保されている程度				
	2	2	2	2	
優れた空気伝播音の遮断性能(日本工業規格の $R_{m(1/3)}-20$ 相当以上)が確保されている程度					
1	1	1	1		
その他					
9.高齢者等への配慮に関すること	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度				
	5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている			
	4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている			
	3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている			
	2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている			
	1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている			

		通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分	外部からの侵入を防止するための対策	
10.防犯に関すること	10-1 開口部の侵入防止対策	〔階〕*	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		〔階〕*	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		〔階〕*	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし

* 1つの階ごとに1つの欄を使用し、階の数だけ各欄を連結して使用する



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(共同住宅等)

(申請者の住所)

(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準（平成13年8月14日国土交通省告示第1347号（最終改正 令和8年3月31日国土交通省告示第436号））に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。
なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、時間経過による変化がないことを保証するものではありません。

記

1. 建築主 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計者 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	- - -
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

●特記事項

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に基づく、住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認の結果

確認の結果 : 適合 : 不適合

申請年月日:

注)点線囲み部分は、長期使用構造等であることの確認が併せて行われない場合は記載不要。

－住宅に関する基本的な事項（設計住宅性能評価申請書により確認したものである）－

事 項	内 容	
住宅の階数	地上〔 階 〕	地下〔 階 〕
住宅の面積	建築面積〔 ㎡ 〕	延べ面積〔 ㎡ 〕
住宅の構造	〔 造 〕 一部〔 造 〕	

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第1条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
<input checked="" type="checkbox"/>	1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	<input checked="" type="checkbox"/>	5-1 断熱等性能等級
<input type="checkbox"/>	1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）	<input checked="" type="checkbox"/>	5-2 一次エネルギー消費量等級
<input checked="" type="checkbox"/>	1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏）
<input type="checkbox"/>	1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	6-2 換気対策
<input type="checkbox"/>	1-5 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	<input type="checkbox"/>	7-1 単純開口率
<input checked="" type="checkbox"/>	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	<input type="checkbox"/>	7-2 方位別開口比
<input checked="" type="checkbox"/>	1-7 基礎の構造方法及び形式等	<input type="checkbox"/>	8-1 重量床衝撃音対策
<input type="checkbox"/>	2-1 感知警報装置設置等級（自住戸火災時）	<input type="checkbox"/>	8-2 軽量床衝撃音対策
<input type="checkbox"/>	2-2 感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）	<input type="checkbox"/>	8-3 透過損失等級（界壁）
<input type="checkbox"/>	2-3 避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）	<input type="checkbox"/>	8-4 透過損失等級（外壁開口部）
<input type="checkbox"/>	2-4 脱出対策（火災時）	<input type="checkbox"/>	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）
<input type="checkbox"/>	2-5 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部））	<input type="checkbox"/>	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）
<input type="checkbox"/>	2-6 耐火等級（延焼のおそれのある部分（開口部以外））	<input type="checkbox"/>	10-1 開口部の侵入防止対策
<input type="checkbox"/>	2-7 耐火等級（界壁及び昇床）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	3-1 劣化対策等級（構造躯体等）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-1 維持管理対策等級（専用配管）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-2 維持管理対策等級（共用配管）	<input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/>	4-3 更新対策（共用排水管）	<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	4-4 更新対策（住戸専用部）	<input type="checkbox"/>	

※5-1又は5-2若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

－必須項目（住棟）－

項 目	結 果	
1.構造の 安定に 関 する こと	1-1耐震等級 （構造躯体の倒壊 等防止）	地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ 3 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 2 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度 1 極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）に対して倒壊、崩壊等しない程度
	<input type="checkbox"/> 評価対象外（免 震建築物）	
	1-3その他	評価対象建築物が免震建築物であること <input type="checkbox"/> 免震建築物 <input type="checkbox"/> その他
	（地震に対する構 造躯体の倒壊等防 止及び損傷防止）	
1-6地盤又は杭の 許容支持力等及び その設定方法	地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさと地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法 <input type="checkbox"/> 地盤の許容応力度〔 kN/㎡ 〕 <input type="checkbox"/> 杭の許容支持力〔 kN/本 〕 <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力度〔 kN/㎡ 〕 <input type="checkbox"/> 杭状改良地盤の許容支持力〔 kN/本 〕 地盤調査方法等〔 〕 地盤改良方法〔 〕	
	1-7基礎の構造方 法及び形式等	
3.劣化の 軽減に 関 する こと	直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長 <input type="checkbox"/> 直接基礎 構造方法〔 〕 形式〔 〕 <input type="checkbox"/> 杭基礎 杭種〔 〕 杭径〔 cm 〕 杭長〔 m 〕	
	構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度	
	3-1劣化対策等級 （構造躯体等）	3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代（おおむね 75～90 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代（おおむね 50～60 年）まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている 1 建築基準法に定める対策が講じられている

4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-2 維持管理対策等級 (共用配管) <input type="checkbox"/> 該当なし	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理 (清掃、点検及び補修) を容易とするため必要な対策の程度		
		3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		1	その他	
	4-3 更新対策 (共用排水管) <input type="checkbox"/> 該当なし	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策		
		共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度		
		更新対策等級 (共用排水管)	3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
			2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
			1	その他
		共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置	
<input type="checkbox"/> 共用廊下に面する共用部分 <input type="checkbox"/> 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 <input type="checkbox"/> ハルコニー <input type="checkbox"/> 住戸専用部 <input type="checkbox"/> その他				

一必須項目 (住戸) 一

項 目	結 果		
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	4-1 維持管理対策等級 (専用配管) <input type="checkbox"/> 該当なし	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理 (清掃、点検及び補修) を容易とするため必要な対策の程度	
		3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
		2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
		1	その他
5. 温熱環境・エネルギー消費量に関すること	5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 [1・2・3・4・5・6・7・8]	
		外皮平均熱貫流率【 W/(m ² ・K) 】 冷房期の平均日射熱取得率【 】	
		7	熱損失等のより著しい削減のための対策が講じられている (8地域を除く)
		6	熱損失等の著しい削減のための対策が講じられている
		5	熱損失等のより大きな削減のための対策 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準に相当する程度) が講じられている
		4	熱損失等の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度) が講じられている
		3	熱損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている
	2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている	
	1	その他	
	5-2 一次エネルギー消費量等級	一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		地域の区分 ※5-1 断熱等性能等級に記した地域の区分と同じ	
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量【 MJ/(m ² ・年) 】	
		エネルギー効率化設備 (基準省令第2条第1項に定めるエネルギー効率化設備をいい、コージェネレーション設備を除く。) による設計一次エネルギー消費量の削減率	売電分を含む 【 % 】
		売電分を含まない【 % 】	
8		一次エネルギー消費量の極めて著しい削減のための対策が講じられている	
7	一次エネルギー消費量のより著しい削減のための対策が講じられている		
6	一次エネルギー消費量の著しい削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能誘導基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第14条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている		
5	一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策が講じられている		
4	一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策 (基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準 (その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。) に相当する程度) が講じられている		
1	その他		

一選択項目 (住棟) 一

項 目	結 果		
1. 構造の安定に関すること	1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) <input type="checkbox"/> 評価対象外 (免震建築物)	地震に対する構造躯体の損傷 (大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ	
		3	稀に (数十年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの) の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		2	稀に (数十年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの) の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	稀に (数十年に一度程度) 発生する地震による力 (建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの) に対して損傷を生じない程度
	1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷 (大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷) の生じにくさ	
		2	極めて稀に (500年に一度程度) 発生する暴風による力 (建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍) の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する暴風による力 (同条に定めるもの) の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1	極めて稀に (500年に一度程度) 発生する暴風による力 (建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍) に対して倒壊、崩壊等せず、稀に (50年に一度程度) 発生する暴風による力 (同条に定めるもの) に対して損傷を生じない程度

4 維持管理・更新への配慮に関すること	4-4更新対策（住戸専用部）	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策			
	躯体天井高	住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ			
住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無		躯体天井高：〔 mm以上〕			
	□ 該当なし	異なる躯体天井高の最も低い部分の部位（異なる躯体天井高が存在する場合はその最も低い部分の内法高さを下に併せて表示）：			
□ はり □ 傾斜屋根 □ その他 □ 該当なし					
		異なる躯体天井高の最も低い部分の内法高さ〔 mm以上〕			
		住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無			
		□ あり（ □ 壁 □ 柱）			
		□ なし			
6 空気環境に関すること	6-1ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策			
	ホルムアルデヒド発散等級	□ 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する			
		□ 特定建材を使用する			
		□ その他の建材を使用する			
		（結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。）			
	□ 該当なし（内装） □ 該当なし（天井裏等）	居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ			
		内装	天井裏等		
		3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない（日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆等級相当以上）	
		2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない（日本工業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上）	
		1	-	その他	
6-2換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策				
居室の換気対策	住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策				
	□ 機械換気設備 □ その他〔 〕				
局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策				
□ 便所 該当なし	便所： □ 機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし				
□ 浴室 該当なし	浴室： □ 機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし				
□ 台所 該当なし	台所： □ 機械換気設備 □ 換気のできる窓 □ なし				
7 光・視環境に関すること	7-1単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合			
		単純開口率：〔 %以上〕			
	7-2方位別開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率			
		北：〔 〕 東：〔 〕			
		南：〔 〕 西：〔 〕 真上：〔 〕			
8-1 重量床衝撃音対策	重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断する対策			
	重量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）を遮断するため必要な対策等級			
		上階		下階	
		最高	最低	最高	最低
		5	5	5	5
		特に優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _w ,H-50等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている			
		4	4	4	4
	優れた重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _w ,H-55等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている				
	3	3	3	3	
	基本的な重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _w ,H-60等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている				
2	2	2	2		
やや低い重量床衝撃音の遮断性能（特定の条件下でおおむね日本工業規格のL _w ,H-65等級相当以上）を確保するため必要な対策が講じられている					
1	1	1	1		
その他					
相当スラブ厚（重量床衝撃音）	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音（重量のあるものの落下や足音の衝撃音）の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ				
□ 該当なし（上階）	上階	最高	□ 27cm以上 □ 20cm以上 □ 15cm以上 □ 11cm以上 □ その他		
		最低	□ 27cm以上 □ 20cm以上 □ 15cm以上 □ 11cm以上 □ その他		
□ 該当なし（下階）	下階	最高	□ 27cm以上 □ 20cm以上 □ 15cm以上 □ 11cm以上 □ その他		
		最低	□ 27cm以上 □ 20cm以上 □ 15cm以上 □ 11cm以上 □ その他		

8. 音環境に関すること	8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断する対策					
	□ 該当なし（上階）	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）を遮断するため必要な対策の程度					
		上階		下階			
		最高	最低	最高	最低		
		5	5	5	5		
		4	4	4	4		
		3	3	3	3		
	□ 該当なし（下階）	2	2	2	2		
		1	1	1	1		
	軽量床衝撃音レベル低減量（床仕上げ構造）	居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音（軽量のものの落下の衝撃音）の低減の程度					
	□ 該当なし（上階）	上階	最高	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他			
			最低	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他			
	□ 該当なし（下階）	下階	最高	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他			
			最低	□ 30dB以上 □ 25dB以上 □ 20dB以上 □ 15dB以上 □ その他			
8-3 透過損失等級（界壁）	居室の界壁に係る構造に関する空気伝播音の遮断の程度						
□ 該当なし	4	特に優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格の R_f -55等級相当以上）が確保されている程度					
	3	優れた空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格の R_f -50等級相当以上）が確保されている程度					
	2	基本的な空気伝播音の遮断性能（特定の条件下では日本工業規格の R_f -45等級相当以上）が確保されている程度					
	1	建築基準法に定める空気伝播音の遮断の程度が確保されている程度					
8-4 透過損失等級（外壁開口部）	居室の外壁の設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝播音の遮断の程度						
□ 北 該当なし	北	東	南	西			
□ 東 該当なし	3	3	3	3			
□ 南 該当なし	2	2	2	2			
□ 西 該当なし	1	1	1	1			
9. 高齢者等への配慮に関すること	9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度					
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている				
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている				
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている				
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている				
	1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている					
	□ 該当なし	9-2 高齢者等配慮対策等級（共用部分）	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度				
			5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮された措置が講じられている			
			4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮された措置が講じられている			
			3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている			
2			高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている				
1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている						

		通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策		
		評価対象開口部の区分	外部からの侵入を防止するための対策	
10.防犯に関する こと	10-1 開口部の 侵入防止対策	建物出入口の存する階の住戸 〔階〕* <input type="checkbox"/> 該当なし	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		建物出入口の存する階以外の階の住戸 〔階〕* <input type="checkbox"/> 該当なし	a 住戸の出入口	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（aに該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
			b (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの（a又はb(i)に該当するものを除く）	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	<input type="checkbox"/> すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である <input type="checkbox"/> シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当する開口部なし	

※1つの階ごとに1つの欄を使用し、メゾネット等で1住戸に2以上の階がある場合には、階の数だけ各欄を連結して使用する。